2 資金不足比率

該当なし

電気事業や病院事業等の公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金 収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。

本県では、平成29年度決算と同様に、各公営企業会計において資金不足を生じなかったため、比率の算定される会計はありません。

参考値として資金剰余額で比率を算定すると、下表のとおりです。

(算式)

流動資産(現金など) - 流動負債(未払金など)

_____ × 100

事業の規模(営業収益)

【電気事業会計の場合】

流動資産 351億円 - 流動負債 13億円

------ × 100 = +439.0%

営業収益 77億円

〇各公営企業の資金剰余(不足)比率

	会計名	平成30年度 資金剰余(不足)額 (億円)	平成30年度 事業の規模 (億円)	比率 (%)	経営健全化基準(20%)に 相当する資金不足額 (億円)
1	電気事業会計	+338	77	(+439.0)	▲ 15
2	工業用水道事業会計	+12	17	(+74.5)	▲ 3
3	水道事業会計	+173	62	(+278.1)	▲ 12
4	団地造成事業会計	+160	298	(+53.8)	▲ 60
5	駐車場事業会計	+0.2	1	(+13.4)	▲ 0.3
6	施設管理事業会計	+10	17	(+57.5)	▲ 3.3
7	病院事業会計	+50	236	(+21.1)	A 47
8	流域下水道事業費会計	+3	34	(+7.6)	A 7

[※]各会計の資金剰余額は、連結実質赤字比率の各会計の黒字額と同額となります。